

総合評価一般競争入札（特別簡易型・特別簡易育成型・簡易型）落札者決定
基準

令和6年3月29日財政局長決裁

令和6年4月1日適用

（趣旨）

第1条 この基準は、岡山市建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱（以下「総合評価一般競争入札要綱」という。）第6条第2項第1号の規定に基づき、特別簡易型、特別簡易育成型（以下「育成型」という。）又は簡易型の方法により総合評価一般競争入札を実施する際の落札者決定基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この基準において使用する用語の意義は、総合評価一般競争入札要綱において使用する用語の例による。

（評価基準等）

第3条 技術評価における評価項目、評価基準及び配点（以下「評価基準等」という。）は、別表を参考として、対象工事ごとに総合評価一般競争入札要綱第5条に規定する技術評価委員会において定めるものとする。ただし、対象工事の許容価格が3億円以上の場合は、技術評価委員会の審議を経て岡山市競争入札参加資格等審査委員会規程（平成13年市訓令甲第26号）第2条に規定する岡山市競争入札参加資格等審査委員会において定めるものとする。

（評価の方法）

第4条 総合評価一般競争入札要綱第6条及び第12条に規定する総合評価点は、入札参加者について、次の計算式により算定するものとする。この場合において、計算式により算出した総合評価点は、小数点第4位までとし、第5位以下を切り捨てるものとする。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 100,000,000$$

（技術評価点の算定方法）

第5条 総合評価一般競争入札要綱第10条に規定する技術評価点は、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

2 前項に規定する標準点は、特別簡易型又は育成型においては総合評価一般競争入札要綱第9条に規定する自己採点表を提出した入札参加者、簡易型においては同条に規定する技術資料等を提出した入札参加者（総合評価一般競争入札要綱第11条の規定により無効となった者を除く。以下同じ。）に与えるものとし、100点とする。ただし、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱第5条に規定する低入札価格調査を行う基準となる価格未満の価格で入札書を提出した者については、75点とする。

3 第1項に規定する加算点は、入札参加者から提出された技術資料等について、第3条の規定により定められた評価基準等により算定するものとする。

4 前項の加算点の算定において、特別簡易型及び育成型については、確認対象者決定前の加算点は自己採点表における自己採点とし、確認対象者決定後の加算点は自己採点表における評価結果とする。

5 前項の加算点を算定するにあたり、自己採点と技術評価委員会において算定した点（以下「市の採点」という。）に相違がある場合、当該評価項目の評価結果については次のとおりとする。

(1) 自己採点が市の採点を超える場合

市の採点

(2) 自己採点が市の採点に満たない場合

自己採点

附 則（平成25年3月22日財政局長決裁）

この基準は、平成25年4月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成27年3月23日財政局長決裁）

この基準は、平成27年4月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則（令和元年12月18日財政局長決裁）

1 改正後のこの基準の規定（次項に掲げる規定を除く。）は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に公告する工事から適用し、同日前の公告に関する工事については、なお従前の例による。

2 改正後の第3条の規定は、適用日以後に評価基準等を定める工事から適用し、同日前に評価基準等を定める工事については、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月２９日財務局長決裁）

この基準は、令和４年４月１日以後に公告する工事から適用する。

附 則（令和６年３月２９日財務局長決裁）

この基準は、令和６年４月１日以後に公告する工事から適用する。

別表（第3条関係）

総合評価一般競争入札（特別簡易型・特別簡易育成型・簡易型）技術評価基準表

評価項目		評価基準	配点		
			特別簡易型	特別簡易育成型	簡易型
施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり工夫が見られる			2.5
		工事の手順は適切であり部分的に工夫が見られる			1.0
		工事の手順は適切であるが工夫が見られない			0
		工事の手順が不適切			無効
	工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり工期短縮が見られる			2.5
		各工程の工期が適切であり部分的に工期短縮が見られる			1.0
		各工程の工期は適切であるが工期短縮が見られない			0
		各工程の工期が不適切			無効
	施工上の課題への対応の的確性	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ工夫が見られる			2.5
		的確であり部分的に工夫が見られる			1.0
		的確であるが工夫が見られない			0
		不的確			無効
	品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現場の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり工夫が見られる			2.5
		適切であり部分的に工夫が見られる			1.0
		適切であるが工夫が見られない			0
		不適切			無効
小計				10.0	
企業の施工実績	同種工事施工実績の規模	対象工事ごとに定める	2.0		2.0
		対象工事ごとに定める	1.0		1.0
		対象工事ごとに定める	0.5		0.5
		対象工事ごとに定める	無効 又は0		無効 又は0
	過去3年間の岡山市発注工事における工事成績評定点の平均点	7.7点以上	3.0	3.0	3.0
		7.3点以上7.7点未満	2.0	2.0	2.0
		6.9点以上7.3点未満	1.0	1.0	1.0
		6.5点以上6.9点未満又は受注実績無し	0	0	0
		6.5点未満	-1.0	-1.0	-1.0
	小計		5.0	3.0	5.0

配置 予定 技術者 の 能力	同種工事施工経験の 規模	対象工事ごとに定める	2.0	/	2.0
		対象工事ごとに定める	1.0		1.0
		対象工事ごとに定める	0.5		0.5
		対象工事ごとに定める	無効 又は0		無効 又は0
	過去3年間の岡山市 発注工事における工 事成績評定点の最高 点	77点以上	1.0	1.0	1.0
		69点以上77点未満	0.5	0.5	0.5
		69点未満又は従事実績無し	0	0	0
	過去1年間の継続教 育（CPD(S））の学習 実績の有無	有	1.0	1.0	1.0
		無	0	0	0
	満40歳未満の技術者 の配置の有無	有	1.0	2.0	1.0
無		0	0	0	
小 計		5.0	4.0	5.0	
企 業 の 体 制 等	過去3年間の岡山市 における優良工事施 工業者表彰の回数又 は経過措置による評 価対象者（ただし、 直近の表彰後に優遇 措置の終了事項に該 当した場合は評価し ない。）	2回以上又は経過措置による評価対象者	1.0	1.0	1.0
		1回	0.5	0.5	0.5
		0回	0	0	0
	ISO9000シリーズ認 証取得の有無	有	1.0	1.0	1.0
		無	0	0	0
	ISO14000シリーズ認 証取得の有無	有	1.0	1.0	1.0
		無	0	0	0
	建設業労働災害防止 協会加入の有無	有	1.0	1.0	1.0
		無	0	0	0
	岡山市と災害時にお ける防災協力に関す る協定書を締結して いる団体への加入の 有無	有	1.0	1.0	1.0
		無	0	0	0
	岡山市女性が輝く男 女共同参画推進事業 所認証取得の有無	有	1.0	1.0	1.0
		無	0	0	0
経営事項審査におけ る「若年技術職員の 継続的な育成及び確 保」又は「新規若年	有	1.0	1.0	1.0	

	技術職員の育成及び確保」への該当の有無	無	0	0	0
	建設キャリアアップシステムへの登録の有無	有	1.0	1.0	1.0
		無	0	0	0
	ICT活用工事の実績の有無又は本工事においてICT活用工事を実施する旨の誓約の有無	有	1.0	1.0	1.0
		無	0	0	0
	岡山市発注の総合評価方式による工事において、完成・引渡し完了していない工事の件数	0件	2.0	2.0	2.0
		1件	1.0	1.0	1.0
		2件以上	0	0	0
	小計		11.0	11.0	11.0
	地域性	市内外業者区分 (土木一式工事)	工事場所の区に主たる営業所を有する市内業者	3.0	3.0
工事場所の区以外に主たる営業所を有する市内業者			2.0	1.5	2.0
従業員数50人以上の準市内業者			1.5		1.5
従業員数10人以上の準市内業者			1.0		1.0
準市内業者			0.5		0.5
上記以外の業者			0		0
市内外業者区分 (土木一式工事以外の工事)		市内業者	3.0	3.0	3.0
		従業員数50人以上の準市内業者	2.0		2.0
		従業員数10人以上の準市内業者	1.0		1.0
		準市内業者	0.5		0.5
		上記以外の業者	0		0
小計		3.0	3.0	3.0	
合計		24.0	21.0	34.0	

注1) 岡山市工事成績評定活用基準第8条第1号の規定に基づく優遇措置により総合評価一般競争入札に参加する者については、評価項目「過去3年間の岡山市における優良工事施工業者表彰の回数又は経過措置による評価対象者」は適用しない。

注2) 評価項目「ICT活用工事の実績の有無又は本工事においてICT活用工事を実施する旨の誓約の有無」は、ICT活用対象工事のみ配点する。

注3) 評価項目「岡山市発注の総合評価方式による工事において、完成・引渡し完了していない工事の件数」について、共同企業体を結成して入札に参加させる場合は配点しない。

注4) 評価項目「市内外業者区分」の「評価基準」欄の区分は、岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第2条に定めるところによる。

注5) 共同企業体を結成して入札に参加する場合における技術評価点は、評価項目中「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」については第1構成員を対象に、「企業の体制等」及び「地域性」については各構成員の評価点を出資比率に応じて按分することにより、それぞれ算定する

ものとする。

注6) 評価項目「過去3年間の岡山市における優良工事施工業者表彰の回数又は経過措置による評価対象者」の「評価基準」の経過措置とは、令和元年度から令和5年度までの表彰者に対して行うものとし、それぞれ、次の経過措置による評価対象者は1点とする。ただし、直近の表彰後に優遇措置の終了事項に該当した場合は評価の対象とせず、経過措置も終了とする。

【経過措置による評価対象者】

- ・令和5年度表彰者 令和10年度末まで
- ・令和4年度表彰者 令和9年度末まで
- ・令和3年度表彰者 令和8年度末まで
- ・令和2年度表彰者 令和7年度末まで
- ・令和元年度表彰者 令和6年度末まで